

平成 27 年 3 月 7 日

朝日放送株式会社 御中

維新の党 幹事長 松野頼久

この度は、貴社の放送の中立性・公平性に対する認識を確認させて頂きたく書面にてお願ひ申し上げる次第です。

本書面送達後一週間内にご返答を頂きますようよろしくお願ひします。

放送局の現在の放送実務においては、放送の中立性・公平性を徹底するため、選挙日程が近づくと、当該選挙に立候補する予定の者の出演は控えることになっている。

当該立候補予定者が、当該選挙に関する発言をするか否か、当該番組が当該選挙に関する話題に触れるか否かに関係なく、当該立候補予定者の出演を一律に控えることになっている。出演のみならず当該立候補予定者の映像すら放送しない。（もちろん立候補予定者同士の選挙に関する討論番組は別である）

その趣旨は、当該立候補予定者が当該選挙に関する発言をするか否かに関わらず、当該立候補予定者が番組に出演し、ないしは映像が流れるだけで当該立候補予定者は政治的な利益を享受することになるのでそれを避けるためである。

不特定多数の者への周知という点で多大な力を持つテレビ放送ゆえに、当該人物が出演すること自体、その周知の効果は著しい。

そもそも政治活動の中核はその主張を広く有権者に知らしめることにあるが、その主張を広く知らしめる前提として、当該主張をしている人物そのものを周知させる必要がある。

なぜなら世間に広く周知されている人物の主張には信用力が高まるという現実があるからである。これは机上の論ではなく現実論である。

ゆえに政治家は行事への出席、街頭でのポスター掲示など、選挙活動に関係なく、自らの人物を広く周知させることに莫大なエネルギーを割いているのである。要するに自らの政治的主張を広く知らしめるためには、顔を売る必要があるのである。

顔が売れていれば、多くの人が集まる。政治主張をする者にとって、顔が売れることそれ自体が政治的に多大な利益なのである。

この現実をしっかりと受け止めなければならない。

多くの放送局は、この現実を重視し、選挙が近づくと、当該選挙の立候補予定者の出演は（映像を流すことも含めて）厳しく禁止している。もちろん立候補者同士の討論番組は別である。

また、一方当事者が出演を拒絶した場合はそのことを告知し、場合によっては出演しない者の主張を映像等で一定放送した上で、一方当事者だけを出演させる場合もある。

しかし、いよいよ選挙が近づいてくると、立候補者的一方が自己都合で出演を拒否した場合であっても、討論番組自体を取りやめにするというのが放送実務である。

実際、3年前の、大阪市長選挙（橋下 VS 平松氏）において、投開票日に近づいた討論番組（MBS）が、平松氏が突如出演を取り止めることで番組 자체が中止となった。

それほど、放送局は、放送の中立性・公平性を厳格に解している。

これほどまで中立性・公平性を徹底するからこそ、その裏返しで、政治からのあらゆる圧力を跳ね返し、報道の自由を守ることができるのである。

放送の中立性・公平性は、報道の自由を守るために根幹である。

この中立性・公平性は大変脆弱なものもある。この中立性・公平性にいったん傷がつくと、外部からあらゆるクレームが殺到し、報道の自由が守れなくなる危険性が高まる。

自由を守るためにには、外部から突かれる隙を作らないよう自ら律することが肝要なのである。

以上のような放送実務の現実を踏まえ、貴社の認識を確認させて頂きたいと思います。

1、貴社において選挙が近づいてきた際、当該選挙立候補予定者の出演（以下、当該立候補予定者の映像の放送も含む）を控える、ないしは制限するというルールはありますか？

以後は、上記1、でルールがあるとした場合のみお答え下さい。

2、貴社の当該選挙立候補者の出演を控えるないしは制限するルールの内容をできる限り詳細に教えて下さい。なお下記①から③までの点は必ずお答えください。

① そのルールは当該選挙からどれくらいの期間前に適用されますか？

② 当該立候補予定者の出演は認め当該選挙に関する発言を制限するだけですか？それとも出演自体を控えますか？

③ 当該番組が当該選挙に関する話題を扱う場合のみ当該立候補予定者の出演を控えますか？それとも当該選挙に関する話題を扱うかどうかに関わらず、選挙までの一定期間出演を控えますか？

④ 当該立候補予定者だけでなく、当該選挙に関わる当事者においても、同様のルールを適用する場合がありますか？

⑤ 適用する場合があれば、その当事者はどのような範囲の者ですか？この点は詳細にお答え下さい。

2、上記当該立候補予定者の出演を控えるないしは制限するルールを貴社が設けている理由・趣旨を、放送法の中立・公平性の観点から詳細にお答え下さい。

3、番組出演者が当該選挙の立候補予定者になる可能性がある場合に、立候補予定者になる意思があるかどうかの確認をしますか？確認方法を詳細にお答え下さい。

4、番組出演者が、上記当該立候補予定者の出演を控えるないしは制限するルールが適用される者であることが判明したにも関わらず、番組出演者が出演継続の意思を表明した場合、貴社はどのような対応をしますか？その内容を詳細にお答え下さい。

5、番組出演者が当該選挙の立候補予定者になることが判明した場合、貴社は当該立候補予定者に何らかの注意、示唆を与えますか？与えるならばその内容を詳細にお答え下さい。

6、選挙が近づいてきた際、貴社は番組出演者に対して、何らかの注意、示唆を与えますか？与える場合にはその内容を詳細にお答え下さい。

7、番組出演者が、選挙が近づいてきた際、特定の候補者ないしは特定の政治団体を応援することを表明した場合、当該番組出演者に対して何らかの対応をしますか？対応をするのであればその詳細をお答え下さい。

8、番組出演者が、選挙が近づいてきた際、特定の候補者ないしは特定の政治団体を利用する活動をしている場合、貴社は当該番組出演者に対して何らかの対応をしますか？対応をするのであればその詳細をお答え下さい。

9、番組出演者に対する対応についての上記3から8の質問に関し、確認しない、対応しない、注意・示唆はしないというNOの回答を一つでもした場合、その理由を詳細にお答え下さい。特に上記2、で回答された当該立候補予定者の出演を控えるないしは制限するルールを設けている趣旨、理由と照らし合わせて、なぜその趣旨、理由が番組出演者に適用されないと考えるのか詳細にお答え下さい。

10、貴社番組である「正義のミカタ」に出演の藤井氏は、番組内で大阪都構想に関しては「中立」と宣言しました。ところが同氏は、大阪都構想を党是としている維新の党、大阪維新の会を政治的に完全否定し、今春の統一地方選挙では政治的対決を宣言している政治団体の集会（政治資金パーティー等）で演説を行っています。また複数の自民党議員の政治集会に精力的に参加し演説を行っています。同氏は「学者としての所見を述べているだけ」と言っていますが、選挙が近づいている中、同氏の行動に照らし合わせて、貴社は同氏は「中立」だと認識ですか？中立との認識の場合、その理由を詳細にお答え下さい。

以上総務省に確認するためにも、誠実、正確にお答え下さるようよろしくお願いします。